

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

新潟県教育委員会規則第1号

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成17年新潟県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（移動後号及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
(使用料の免除) 第5条 条例第14条の規定により、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の全部を免除する。 (1)～(3) (略) (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設のうち、保育所、 <u>幼保連携型認定こども園</u> 、児童養護施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第2項により児童養護施設とみなされた改正前の児童福祉法の規定による虚弱児施設に限る。）、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設が当該施設の活動として使用する場合（ <u>幼保連携型認定こども園が課外活動のために使用する場合を除く。</u> ）	(使用料の免除) 第5条 条例第14条の規定により、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の全部を免除する。 (1)～(3) (略) (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設のうち、保育所、児童養護施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第2項により児童養護施設とみなされた改正前の児童福祉法の規定による虚弱児施設に限る。）、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設が当該施設の活動として使用する場合
2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の2分の1に相当する額を免除する。 (1) (略) (2) <u>幼保連携型認定こども園が課外活動のために使用する場合</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略)	2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合は、それぞれ当該各号に掲げる使用料の2分の1に相当する額を免除する。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。